平成２５年（フ）第１９５７号
大阪府枚方市津田西町２丁目27番２号
破産者　栗原　廣光
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９９０号
大阪府八尾市垣内３丁目163番地の３
破産者　加藤　哲男
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０３９号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目12番32号
破産者　坂口　仁志
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１０２号
大阪市東住吉区西今川３丁目４―12、開始決定時の住所大阪市東住吉区西今川４丁目25番16号
破産者　豊味サポートこと　江藤　仁恵
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１１１号
大阪府門真市月出町14番29号　パステルハイムタケダ403号
破産者　山中　　誠
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１８９号
大阪市阿倍野区阪南町７丁目８番４号　アメニティアベノ503号
破産者　菅　　啓造
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２５４号
兵庫県西宮市北名次町２番32―305号、開始決定時の住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目11番１―910号
破産者　野上　信範
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２６６号
大阪市東住吉区杭全２丁目７番13号、申立時の住所大阪市東住吉区今川４丁目22番10号
破産者　小勝　明和
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５４号
大阪府松原市上田４丁目693番地201号、前住所大阪府松原市河合１丁目８番26号
破産者　浜田製作所こと　濱田　勝彦
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１５４号
山口県大島郡周防大島町大字久賀6571番地、前住所大阪府岸和田市上松町311番地　シャルマンフジ岸和田・上松102号
破産者　松本　　司
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
大阪府河内長野市喜多町169番地　エレガントライフマンション303号、開始時の住所大阪府河内長野市上田町30番地の２―218号
破産者　木下　敏一
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
大阪府高石市西取石１丁目４番23号
破産者　上田建設こと　上田　悠二
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３３３号
堺市北区長曽根町1936番地１―1312号
破産者　川本　高雄
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３４４号
大阪府羽曳野市古市６丁目22番４号
破産者　石輪建設こと　鳥本　征裕
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
福島県南相馬市原町区高見町２―24―７高見第一仮設Ｃ―４―１、住民票上の住所福島県南相馬市小高区関場２丁目43番地の１
破産者　吉田　才子
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第４６４号
埼玉県熊谷市上之1283番地１、開始決定時の住所埼玉県熊谷市池上732番地４
破産者　宮原　正美
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１２１号
埼玉県深谷市岡1279番地１
破産者　三浦　忠雄
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１５号
山口市宮野下759番地
破産者　池田　利之
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係